

東かがわ市告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき道路の部分の供用開始及び供用廃止するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、東かがわ市事業部建設課において、告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和7年9月4日

東かがわ市長 上村 一郎

1 道路の区域

整理 番号	路線名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
1008	丹生停車場線	東かがわ市土居 77-7 地先から 東かがわ市町田 55-1 地先まで	前	9.8 ～ 14.0	33.0
			後	—	—

2 道路の区域

整理 番号	路線名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
1008	丹生停車場線	東かがわ市土居 74-11 地先から 東かがわ市町田 56-1 地先まで	前	7.8 ～ 9.3	44.6
			後	7.8 ～ 15.8	44.6

3 供用開始及び供用廃止の期日 令和7年9月4日